

アドバンテスト汚職防止および贈収賄防止に関する方針目次

I.	はじめに	1
II.	概要	1
A.	この方針の適用	2
B.	FCPA.....	2
C.	英国贈収賄防止法	3
D.	その他の法律.....	3
III.	禁止される行為および許可される行為	3
A.	禁止される支払	3
B.	寄附および政治献金	6
C.	第三者を通じた支払	6
D.	禁止される支払の受領	6
E.	許可されている支払	6
F.	FCPA および英国贈収賄防止法への違反の例	7
IV.	会計帳簿および内部統制.....	7
V.	研修.....	8
VI.	罰則.....	8
VII.	違反および疑わしい行動の報告	9

添付 A

アドバンテスト

汚職防止および贈収賄防止に関する方針

I. はじめに

株式会社アドバンテストおよび株式会社アドバンテストが直接的または間接的に過半数以上出資している子会社（総称して「アドバンテスト」）は、高い倫理観に基づき業務を行うという伝統と社風を有してしています。アドバンテストでは、ステークホルダーを尊重し、社会との調和を図り、その企業理念を通して持続可能な社会に貢献することに真摯に取り組んでいます。アドバンテストの The ADVANTEST Way & 行動規範（「行動規範」）は、アドバンテストの企業理念と信念、そして社会的責任 (CSR) についての方針を明らかにし、アドバンテストが全世界で倫理的に事業を遂行する上で遵守する一般概念を規定するものです。またこの行動規範では、経営者および従業員が忠実に守るべき 6 つの倫理理念と倫理規範についても詳しく説明しています。この「汚職防止と贈収賄防止に関する方針」（「この方針」）は、アドバンテストの行動規範を補完するものであり、世界の全地域において汚職防止と贈収賄防止の法令を遵守するためのアドバンテストの詳細な方針を規定しています。そしてこの方針は、汚職と贈収賄の防止に対するアドバンテストの取組みを明記するものです。この取組みは経営層から従業員全体に及びます。アドバンテストの企業倫理相談室は、この方針を管理する責任を担います。

II. 概要

アドバンテストは全世界で事業を運営しています。アドバンテストは、汚職防止および贈収賄防止に関する法令を含め、事業を運営する各国の法令を遵守することに取り組んでいます。汚職防止と贈収賄防止に関する最も重要な二つの法令には、米国の海外腐敗行為防止法（「FCPA」）、そして英国の贈収賄防止法（「英国贈収賄防止法」）があり、この方針ではこれらの法令の要素が規定されています。この方針の目的は、アドバンテストの業務慣行を、汚職防止と贈収賄防止に関する法令（特に FCPA と英国贈収賄防止法）に従い行うことを明確にすることにあります。この方針では、アドバンテストの役員、従業員（派遣社員および出向者も含む）およびそれらの代理人（「従業員等」）による不正な慣習や贈収賄を防止するための方針と手順を規定します。

A. この方針の適用

FCPA などの一部の汚職防止法は公務員への贈賄を対象としていますが、この方針では、すべての状況における贈収賄を禁じています。**従業員等全員は法律を遵守し、いかなる形でも汚職や贈収賄に関わらないものとします。**

この方針は全世界の従業員等に適用されます。この方針を確実に遵守するため、従業員等はそれぞれ以下の点を守らなければなりません。

- この方針を読み、内容を十分に理解する
- 法律に従い、業務を遂行する
- アドバンテストと取引のある第三者が、汚職防止または贈収賄防止に関する法令への違反歴や悪評がないことを確かめる
- この方針への違反が疑われる”危険信号”となる事実や出来事に気を付ける
- 金銭や贈答品の妥当性、または金銭や贈答品をアドバンテストの会計帳簿にどのように記載するかに関して少しでも疑問がある場合は、速やかに企業倫理相談室に相談する

B. FCPA

FCPA は政府の品位や信頼性を脅かし、国家間の関係を傷つけ、経営コストを増加させる、個人、企業、および外国（米国外）政府役人、政治家等の間における贈賄に対処する目的で制定されました。

FCPA の贈賄禁止規定では一般に、取引の獲得や維持、または有利な立場を不正に得る目的で外国（米国外）公務員等、またはその人物を代理する者に、直接または間接に、価値のあるもの（金銭のみに限らず）に対して支払を行ったり支払を申し出たりすることを犯罪としています。さらに FCPA では、第三者への支払の全部または一部が取引の獲得や維持、または有利な立場を不正に得る目的で直接または間接に外国（米国外）の公務員、政治家、政治家候補、政党、党役員、または国際公共機関の従業員や役員に渡ることを知った上でその第三者に対し支払を行うことも違法としています。

また、FCPA では、贈賄を隠蔽するために用いられる会計慣習に対処するための規定も含まれており、米国の上場企業に対し正確に帳簿をつけること、および内部統制の機構を維持することを義務づけています。

C. 英国贈収賄防止法

FCPA の贈賄禁止規定が公務員の贈賄のみを対象とするものであるのに対し、英国の贈収賄防止法では公務員のみならず民間人への贈収賄が禁止されています。FCPA では賄賂を提案した者または供与した者のみが罰を受けるのに対し、英国の贈収賄防止法では賄賂を提案した者または供与した者だけでなく、賄賂を要求した者または受領した者の両方が罰を受けます。

英国の贈収賄防止法は、非常に広義で複雑な 4 つの別個の犯罪から構成されています。基本的に、これらの犯罪は以下のとおりです。

1. 賄賂を提案、約束するか、または実際に賄賂を贈ること
2. 賄賂を受けることを要請、承諾するか、または実際に賄賂を受け取ること
3. 取引を獲得または維持するため、外国（英国外）の公務員に賄賂を贈ること
4. 自らのビジネスパートナーおよびその他関係者に対して賄賂を防止するための策を講じないこと

D. その他の法律

米国の FCPA と英国の贈収賄防止法は汚職防止および贈収賄防止法令の中でも最も重要な 2 つの法令ですが、アドバンテストが事業を行う国の多くでは、汚職防止と贈収賄防止に関し他の法令も制定されています。アドバンテストでは従業員等の全員に対し、適用される汚職防止法および贈収賄防止法のすべてを遵守することを義務づけています。

III. **禁止される行為および許可される行為**

A. 禁止される支払

アドバンテストではその方針として、公務員（定義については本項にて後述します）または非公務員に対し、アドバンテストを代表して直接または間接に**価値のあるもの**（金銭のみに限らず）を以下の目的で贈る、約束する、承認するか、または提案することを従業員等に禁じています。

- 有利な立場を不正に得るため
- 取引を獲得または維持するため
- 取引を他の人物または法人に獲得させるため
- ある人物に対し、不正な職務や行為を行わせるため

- ある人物の不正な職務や行為に対し謝礼するため

この禁止規定には、支払の一部を第三者が賄賂として使用することがわかっている上でその第三者に対してなされる支払も含まれます。またこの禁止規定は、地域の慣習、慣例に関わりなく適用されます。

「公務員」とは以下を指します。

- 国家、連邦、州、地域、地方自治体、または外国の政府や領土、またはその省庁の役人、公務員、または代理人
- 政治家候補、政党または党役員
- 国際公共機関(国際赤十字、世界銀行、世界保健機関、国際オリンピック委員会など)、およびその役員、従業員、または代理人
- 上述の人物や法人、または国家、連邦、州、地域、地方自治体、外国や他の政府および領土、またはその省庁や代行となる機関や手段、または国際公共機関に代わって公式な立場で行動するもしくは公的機能を担う者、または上述の人物や法人を代表する者

上述を踏まえて、政府機関の入札を検討または許可するために採用された法人、およびその法人の各役員、従業員、代理人は、この方針の目的上、公務員として定義されます。

「価値のあるもの」という表現は FCPA では非常に広義に解釈されており、金銭および金銭価値のある、あらゆる品目が含まれます。以下に、「価値のあるもの」の例をあげます。

- 金銭
- 贈答品
- 株やその他の投資機会の供与、または適正市場価格での相対取引以外の形で行うこと（公務員に水増し価格で売る、または公務員から安価で買うなど）
- 公務員が利害関係を有する法人に対し、契約その他のビジネスチャンスを付与すること
- 医療費、教育費、または生活費
- 旅行、食事、宿泊、買い物、接待の費用
- 雇用または実務研修を約束すること
- 相対取引以外の融資

- 寄付または政治献金（寄付および政治献金に関する後述の III.B 項を参照してください）

過去の例から「有利な立場を不正に獲得する」または「取引を獲得または維持する」ための「不当な支払」に対する FCPA の禁止対象には、ビジネスにおけるすべての不当な支払が含まれることが示されています。従って、例えばアドバンテストの方針では、以下の目的で価値を有する何らかのものを公務員に直接または間接に贈る、約束する、承認するまたは提案することを従業員等に対して禁じています。

- 契約、注文書、その他の取引の認定を受ける、または維持するため
- 政府の何らかの措置（多額の税や罰金の賦課、既存の契約や契約上の義務の終了など）を防止するため
- 証明書、許可書、その他の承認を政府から得るため（その発行には公務員もしくはその政府の裁量が関わっている場合）
- 競合者のビジネスチャンス、入札等の行為に関する機密情報を得るため
- 事業所開設の権利、地域規制の決定、または政府からの契約を得るため
- アドバンテストの事業に課税される税の率や額に影響を及ぼすため
- 規制緩和を得るため
- 政府との紛争（税の不足額または支払うべき料金に関する紛争など）を解消するため
- 訴訟を解決するため
- 規制の適用に影響を及ぼすため

従業員等はさらに、「ファシリテーションペイメント（政府業務円滑化のための金銭等の提供）」を行うことも禁止されています。ファシリテーションペイメントとは、公務員による職務や措置が確実もしくは短時間で正しく実行されるよう取り計らう目的で下位の公務員に対しなされる小額の支払をさします。ファシリテーションペイメントの例には、業務を行うための日常の許可書を得るため、査証や作業命令書进行处理してもらうため、郵便や電話事業を取得するため、また税関を通した出荷手続きを迅速化するための支払などが含まれます。一部の汚職防止法（FCPA など）ではファシリテーションペイメントが許可されていますが、多くの汚職防止法（英国贈収賄防止法など）では認められていません。アドバンテストではファシリテーションペイメントは本質的に賄賂であるとみなしており、従業員等がいかなる汚職防止法にも違反しないことを確実にするために、従業員等に対して一切のファシリテーションペイメントを禁じています。

英国贈収賄防止法では、アドバンテストをはじめとする法人、およびその子会社や他の関連会社に対し、その組織を代理して行動する者に関しても贈収賄に関わらないことを保証する責任が課されています。上述のように、法人がその代理人によりなされた贈収賄を防止できなかった場合には、英国贈収賄防止法への違反となります。但し、その法人において、組織に関連する者が贈収賄行為に関わることを防止するために導入された適切な手順が整っていたこと（たとえその手順が失敗した場合でも）を証明できる場合には、その限りではありません。この方針は、従業員等がアドバンテストに代わって贈収賄行為に関わることを防止するためにアドバンテストが講じている多くの措置のひとつとして、厳格に実施されます。

B. 寄付および政治献金

寄付および政治献金は一般的に社会的な恩恵を得るために交付するものですが、従業員等はグローバル職務権限規程に従いアドバンテストの管理本部長または常務会から事前に承諾を受けていない限り、アドバンテストを代表して寄付または政治献金を行うことは許されません。

C. 第三者を通じた支払

上述の II.B 項のように外国公務員に間接的に賄賂を贈ることは違法であるため、この方針の禁止対象は、第三者にも及びます。第三者には、仲介業者やその代表者、ビジネスパートナー、合併会社が含まれます。従業員等は、支払の全部または一部が、直接または間接に、公務員に渡ることを知った上で、第三者に支払を行うことを禁止しています。アドバンテストが信用のある誠実な代理人、代表者、パートナーのみと取引をするためにも、第三者の代理人との取引に入る前には、相手方が賄賂を贈っていないか、または贈る可能性がないかの確認を行う必要があります。

D. 禁止される支払の受領

従業員等は、賄賂を受けることを要請するか、受け取りに同意する、または実際に受け取ることも禁じられています。

収賄も贈賄と同じく、倫理規範に基づき業務を行うというアドバンテストの伝統と社風に反するものであるため、アドバンテストと社会にとって有害となります。従って従業員等は、賄賂を受けることを要請するか受け取りに同意する、または実際に受け取ることは許されません。

E. 許可されている支払

従業員等は、外国公務員や他の個人への支払を一切禁じられているわけではありません。該当の支払が地域の明文化された法令および受領者の組織の方針で許可されている場合であれば、従業員等は以下の目的において外国公務員や他の個人への支払を行うことを許されています。

- **宣伝のための接待およびマーケティングコスト**: 個人の食事、宿泊、または旅行費を賄うための支払は、費用が正規で妥当なものであり、(i) アドバンテストの宣伝、デモ、説明、または (ii) 政府その他の機関との契約の締結に直接関連している場合に限り、許可されます。旅行は正当なビジネスを目的とするものでなければなりません。食事および接待は会合や他の業務上の催しの一環として発生しており、該当の会合や催しの副次的な意味合いのものでなければなりません。一例として、ビジネス会議後の妥当な食事は構いませんが、会議の後に終日、現地での観光地で接待することは許されません。また、食事と接待は贅沢で非常に高価なものや法外な範囲であってはなりません。公務員の配偶者または政府機関に属さない他のゲストに対する支払いは許されません。
- **贈答**: 小額の贈答は、提供されたサービスの価値を認める上での礼儀として、または営業上の信用を促進するために許可されます。ただし贈答品はわずかな価値であるものとします。理想的なのは「アドバンテスト」のマークが入った宣伝用の小品（ペン、キャップ、Tシャツなど）です。贈答品は受領者の職位や状況、およびその場に適切なもので、不誠実や不適切な印象を与えたり、理性的な判断で賄賂と誤解されたりすることがあってはなりません。贈答は公然と包み隠しのない形で行う必要があります。同じ人に何度も贈答することは、賄賂と解釈される可能性があることに留意してください。現金または現金相当物の贈与は、ギフトカードや金券を含めて厳重に禁じられています。

従業員等は支払が上述のカテゴリーに該当するかどうかははっきりしない場合には、その支払を行うかまたは約束、承認、提案する前に、企業倫理相談室に相談してください。

F. FCPA および英国贈収賄防止法への違反の例

この方針の下で禁止または許可される行為を把握しやすくするため、FCPA および英国贈収賄防止法に対する違反の例は、この方針の 添付 A に記載されています。

従業員等は、金品の贈り手であるか受け手であるかに関わらず、支払または贈答品の適法性につき何らかの疑問がある場合には行動をとる前に、必ず企業倫理相談室に相談してください。

IV. 会計帳簿および内部統制

アドバンテストは上場しています。またアドバンテストは、投資家を適切に保護するため、および会社全体にわたる公正な取引を証明するため、法令により必要とされるすべての書類を関連当局に提出しています。提出書類には年次報告書および四半期報告書が含まれますが、これらに限定されるものではありません。結果として、アドバンテストでは会計帳簿（アドバンテ

ストの資産の取引および処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映するものであること)を維持し、また、以下の点を保証するための内部統制の機構を設立し維持することを義務づけられています。

- すべての取引が経営陣の承認に従ってなされていること
- 一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録がなされていること
- 資産の説明責任が維持されていること
- 会社資産の利用または処分は、経営陣の承認に基づく場合に限り許可されること
- 資産の棚卸しを行い、帳簿に記載された資産と現実の資産の差異については全ての措置を講じること

これらの条項の目的は、アドバンテストが贈収賄を隠蔽すること、またアドバンテストの会計帳簿に虚偽の記帳がなされることを防ぎ、違法な行動を防止できない脆弱な内部統制を防ぐことにあります。

従業員等は、会計および財務報告に関し適用される基準、原則、法律、および慣習を遵守しなければなりません。従業員等は特に、経営陣から求められる報告書や記録を整える上では時宜を得た完全な対応を行う必要があります。公務員等が関与する経費のすべては、各支払の目的および額とともに、正確に記録しなければなりません。従業員等は、いかなる支払のいかなる部分も、アドバンテストの会計帳簿に完全かつ正確に記載されている目的のみで支払われることを確実にする必要があります。目的を問わず、開示または記録されない勘定をすることは許されません。アドバンテストの会計帳簿に対し、虚偽の記録を行うことは許されません。最後に、この方針で他に禁止されている目的を達成するために個人資金を使用することは許可されません。

V. 研修

従業員等には、この方針についての研修が行われます。アドバンテストは従業員等に対し、この方針下の義務の再認識のため、また該当する場合にはこの方針への更新事項を知らせるための通知を行います。従業員等は、毎年この方針を遵守していることを承認しなければなりません。これは、提出を義務づけられている年次承認フォームを通して行います。またアドバンテストの裁量によって、特定の従業員等に対しこの方針の要件に関する追加の研修が義務づけられる場合があります。

VI. 罰則

この方針に違反した場合には、解雇を含む懲戒処分の対象となります。違反者はさらに、抵触した法律に基づき該当する政府からの民事または刑事訴訟の対象となる可能性があります、その

場合には罰金または懲役（もしくはその両方）に至ることがあります。加えて、特定の法律の下では、違反者は該当の政府との取引を禁じられる場合があります。

VII. 違反および疑わしい行動の報告

この方針への違反が疑われる状況を見聞きしたすべての従業員等は、次の連絡先まで書面または電子メールにて報告しなければなりません。一般的な内容であれば、電子メールで PDL-AT-helpline@advantest.com までご報告ください。さらに会計、内部統制、監査面の違反が疑われる場合には PDL-AT-fin_line@advantest.com までご報告ください。違反の疑いについての報告はすべて、書面にて匿名で提出することもできます。宛先は次のとおりです。

企業倫理相談室
株式会社アドバンテスト
〒100-0005
東京都千代田区
丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング

法的や倫理的な、または方針に対する違反が疑われることを従業員等が誠実に報告した場合、それによって何ら悪い影響を受けることはありません。ある行為の適法性に関し不明な点がある場合、従業員等は、アドバンテストに責任のおそれが生じるような行動をとる前に、企業倫理相談室に問い合わせる必要があります。

アドバンテストでは折に触れて、特定の取引に関しより詳しい調査を行うことがあります。アドバンテストはこの調査の一環として、アドバンテスト、外部弁護士、または外部監査人等に協力することを従業員等に義務づけています。審査の取調べに全面的に協力しない場合、この行為は職務義務に違反する行為とみなされます。

施行日 2014年4月1日

改訂日 2016年7月1日

添付 A

例

例 1 FCPA の贈賄禁止規定への違反例

1. 従業員「E」は、外国（米国外）公務員の「F」に対し、「E」の会社で新規事業契約を受けられるようにする目的で、金銭等の支払を提案します。「F」はこの提案を拒否します。この場合にはそれでも、「E」が提案を行ったために、FCPA の規定への違反が生じています。

2. ある会社が、ブルーランドにおける文化および規制面の課題に対処するために、当地に代理人の「A」を立てます。ブルーランドは役人の汚職で悪評のある国です。ブルーランドではある特定の許認可を取得するには通常 60 日かかり、処理を促進するための法的な手立てはありません。ですが「A」は、もし会社が市場の通常の料金より 20%高い額を「A」に前納すれば、1 週間以内に許認可を発行してもらえるようにできる、と持ちかけます。会社はこれを承諾します。この会社では、「A」に払った料金の一部が許認可を短期間で取得できるようにする目的のために、ブルーランドの公務員に賄賂として支払われたかその可能性がある、と疑うか、信じるに足る理由があったはずでは

例 2 この方針の会計帳簿および内部統制規定への違反例

従業員「E」が外国（米国外）公務員の「F」に対して賄賂を渡し、賄賂の額が、「E」の会社の会計帳簿に「顧問料」として記載されます。賄賂を「顧問料」として偽って帳簿に記載することは、この方針の規定に違反するものです。

例 3 英国贈収賄防止法の違反例（賄賂の提案、約束、または贈与）

「P」が「X」と同じ会社に勤務する友人に、「X」宛ての現金を託します。「P」はこれによって「X」を説得し、「P」自身の事業に関連する「X」の会社の機密情報を引き出します。

例 4 英国贈収賄防止法の違反例（賄賂を受けることを要請する、収賄に同意する、または実際に賄賂を受け取る）

1. 従業員「R」はある契約への入札を募ります。その際非公式に「最高値入札者に対し「R」への個人的な報酬があれば、この入札者の付け値を優遇する」旨を明らかにします。

2. 「R」は、会社の以前の雇用者の中で経済援助を必要としている人達に助成金を付与する権限のある受託者です。「X」は以前の従業員で、「R」の家族でもあります。「X」がその遺言状で「R」を遺産の受取人に指定したことを「X」から知らされた「R」は、「X」への助成金の付与を検討することに同意します。

例 5. 英国贈収賄防止法の違反例（外国の役人への贈賄）

「P」はブルーランドの公務員である「F」に対し、ブルーランドでの建設工事の許認可の申請を速やかに処理してほしいと依頼します。「F」は、「F」が所有する土地にある親戚「X」のアパートの改装を「P」が手伝ってくれなければ承諾できないと言います。「P」は「F」の親戚を手伝うことに合意します。

例 6. 英国贈収賄防止法の違反例（企業での贈収賄防止の失敗）

「C」はブルーランドでビジネスを行うことにしました。「C」は、商機を獲得する目的で「C」に代わって贈賄が行われることを防止するための、効果的な汚職防止方針を整えていません。

「C」を代表してブルーランド公務員とのつながりを確立するための代理人として、「C」はブルーランド在住の「A」を雇用します。「C」が契約を取得できるよう、「A」は公務員に賄賂を渡します。ブルーランド政府の役人が賄賂に寛容なことが周知でありながら、「C」の取締役陣は賄賂に対する「C」の姿勢について、「A」をまったく指導しません。